

## 平成24年第3回砂川市議会定例会

平成24年9月10日(月曜日)第1号

### ○議事日程

- 開会宣告  
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名  
議事日程報告  
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議案第 12号 砂川市名誉市民の称号を贈呈することにつき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第 5号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 6号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 7号 砂川市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 8号 砂川市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 9号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の制定について  
議案第 1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 平成24年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第 3号 平成24年度砂川市下水道事業特別会計補正予算  
議案第 4号 平成24年度砂川市介護保険特別会計補正予算  
[ 予算審査特別委員会 ]
- 散会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名  
小黒 弘議員  
沢田 広志議員  
議事日程報告

議長諸般報告

- 日程第 2 会期の決定  
自 9月10日 3日間  
至 9月12日
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議案第 12号 砂川市名誉市民の称号を贈呈することにつき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第 5号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の制定について
- 議案第 1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 平成24年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第 3号 平成24年度砂川市下水道事業特別会計補正予算
- 議案第 4号 平成24年度砂川市介護保険特別会計補正予算  
[ 予算審査特別委員会 ]

○出席議員(13名)

議長	東 英 男 君	副議長	飯 澤 明 彦 君
議員	一ノ瀬 弘 昭 君	議員	増 山 裕 司 君
	増 井 浩 一 君		水 島 美 喜 子 君
	多比良 和 伸 君		土 田 政 己 君
	小 黒 弘 君		北 谷 文 夫 君
	尾 崎 静 夫 君		沢 田 広 志 君
	辻 勲 君		

○欠席議員(1名)

議員 増 田 吉 章 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	高 橋 仁 美
砂 川 市 監 査 委 員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長 兼 会 計 管 理 者	湯 浅 克 己
市 民 部 長	高 橋 豊
経 済 部 長	栗 井 久 司
経 済 部 審 議 監	田 伏 清 巳
建 設 部 長	金 田 芳 一
建 設 部 審 議 監	古 木 信 繁
建 設 部 技 監	山 梨 政 己
市立病院事務局長	小 俣 憲 治
市立病院事務局審議監	佐 藤 進
市立病院事務局審議監	氏 家 実
総 務 課 長	安 田 貢
広 報 広 聴 課 長	熊 崎 一 弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	井 上 克 也
教 育 次 長	森 下 敏 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	湯 浅 克 己
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	栗 井 久 司
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	河 端 一 寿
事 務 局 次 長	高 橋 伸 二

事 務 局 主 幹                      佐 々 木 純 人  
事 務 局 主 幹                      吉 川 美 幸

開会 午前 9時59分

開会宣告

○議長 東 英男君 ただいまから平成24年第3回砂川市議会定例会を開会します。

開議宣告

○議長 東 英男君 本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長 河端一寿君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、増田吉章議員であります。

日程第1 会議録署名議員指名

○議長 東 英男君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、小黑弘議員及び沢田広志議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長の諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

日程第2 会期の決定

○議長 東 英男君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から9月12日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定いたしました。

日程第3 主要行政報告

○議長 東 英男君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

1ページ、総務部総務課の関係では、2点目の東日本大震災義援金について。義援金の受け付け状況は、6月1日から8月31日まで、2件、8,061円となっているところであります。

次に、2ページ、広報広聴課の関係では、4点目の地域公共交通に関する市民アンケート調査について。6月1日から6月21日にわたり、市民の日常生活における外出状況や

市内交通機関などの利用状況などを調査し、砂川市に適した地域公共交通の導入を検討するための基礎資料とするため、平成24年4月1日現在、砂川市に居住する18歳以上の市民1万5,874名を対象にアンケートを実施したところであり、回答率は39.3%となったところであります。

次に、5点目の平成24年度普通交付税の決定について。本年度の普通交付税額は、40億8,123万9,000円で前年比1.3%の増と決定し、普通交付税からの一部振りかえ分である臨時財政対策債を含めた額につきましても、44億8,101万3,000円で前年比1.8%の増となったところであります。

次に、3ページ、まちづくり協働課の関係では、1点目の砂川市協働のまちづくり指針の策定に向けた取り組みについて。7月31日、第2回砂川市協働のまちづくり指針策定協議会を開催し、砂川市の協働の現状把握、指針の素案等について協議したところであります。

次に、3点目の砂川市協働のまちづくり講演会について。6月28日、地域交流センターゆうにおいて、砂川市協働のまちづくり講演会を開催し、札幌学院大学経営学部経営学科の河西邦人教授を講師に招き、「市民が主役の砂川まちづくり」と題して、協働の意味や協働が進んできた背景のほか、各自治体における取り組みの事例紹介など、これからの協働のあり方について講演を行い、市内外から212人が参加したところであります。また、講演会終了後には、今後の協働のまちづくりの参考とするために、来場者アンケート調査を実施するとともに、指針策定協議会委員と講師との情報交換会を行ったところあります。

次に、4点目の協働のまちづくり懇談会について。8月23日、砂川市民生児童委員協議会の役員10名と、「高齢者が地域で安心して暮らしていくために」をテーマに、市が検討を進めている地域で高齢者を見守る・支えるしくみについて懇談したところあります。

次に、5ページ、市民部市民生活課の関係では、8点目の交通安全運動の推進について。(2)に主な啓発事業を記載してございますが、7月19日、砂川市民を交通事故から守る一斉旗の波運動を市内の団体、個人など325人の参加により実施したところあります。

次に、11ページ、経済部商工労働観光課の関係では、2点目の砂川市中心市街地活性化協議会について。(1)にすながわスイートロード事業に関して記載してございますが、(カ)のJR砂川駅舎看板更新事業では、改札口上部に掲示していたPR看板は平成15年度に設置されたものであることから、劣化が進んでいたため、更新したところあります。

次に、12ページ、農政課の関係では、3点目の農作物の生育状況について。一部の作物につきましましては病気の発生が見られるところありますが、各農作物ともおおむね順調

に生育しているところであります。

次に、18ページ、市立病院の関係では、3点目の「災害時等における病院間の相互支援に関する協定」及び「友好姉妹病院協定」調印式について。当院と市立函館病院・市立釧路総合病院・名寄市立総合病院は、災害が発生した場合において、優先的に被災病院に対する相互医療支援を迅速に行うとともに、協定病院が積極的に交流や友好を深め、安定的・継続的な医療供給体制を確保することを目的とした医療連携に合意したところであり、それに伴い、8月31日、札幌市において協定調印式を行ったところであります。

以上を申し上げます、主要行政報告といたします。

#### 日程第4 教育行政報告

○議長 東 英男君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 井上克也君（登壇） 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。1点目の公立高等学校配置計画地域別検討協議会についてであります。7月19日、滝川市において公立高等学校配置計画地域別検討協議会が開催され、道教委が9月に策定する平成25年度から27年度までの公立高校の配置計画の計画案について説明が行われました。この計画案では、空知北学区内において平成25年度から赤平高校が募集停止されるほか、芦別高校において情報ビジネス科を普通科とし、平成27年度から奈井江商業高校商業科の募集停止が示されており、平成27年度から30年度までの間においては、4年間で4から5学級相当の調整、欠員の状況やこれまでの調整を踏まえた定員調整の検討、滝川市内において市立高校を含めた定員調整の検討、職業科、特に商業科の配置のあり方についての検討、欠員が40名以上生じている学校について学科の見直しや定員調整などについての検討、小規模校において中卒者数や欠員の状況を勘察し、学級減や再編整備を含めて配置のあり方の検討が必要であるとのことであります。なお、本計画については、9月4日開催の北海道教育委員会において決定されました。

2ページをお開き願います。3点目の「いじめの状況等に関する調査」結果についてであります。市内小中学校の全児童生徒を対象にして「いじめの状況等に関する調査」を5月28日から6月8日にかけて実施いたしました。調査票の回収率は97.7%であり、この調査結果に基づき、児童生徒の聞き取り等を行い、いじめと認知したものは、小学校が10件、中学校が5件、合計15件で、学校において指導を行った結果、いずれも解消されているものであります。

3ページをごらん願います。社会教育課所管について申し上げます。3点目のジャリン子七夕・ジャリン子夏祭りについてであります。8月3日、地域交流センターゆうなど

において、ジャリン子七夕・ジャリン子夏祭りを親子など200名の参加を得て開催いたしました。ジャリン子七夕は、子どもセンター協議会、すながわスイートロード協議会、放課後子ども教室運営委員会、子ども会育成団体連絡協議会、砂川ロータリークラブ、砂川商店会連合会、国際交流ふれあい委員会、NPO法人ゆうで実行委員会を組織して、ジャリン子夏祭り、流しそうめん、市内中心街での七夕パレード、パンケの川の星流し等を行いました。ジャリン子夏祭りは、子ども会育成団体連絡協議会が担当して、ステージイベントと遊びのコーナーの企画運営を子ども会のリーダーが主体となって行いました。

4点目の劇団四季ミュージカル公演についてであります。8月23日、地域交流センターゆうにおいて、児童448名、引率16名、計464名が劇団四季による児童無料招待公演「こころの劇場 王様の耳はロバの耳」を鑑賞いたしました。

続きまして、スポーツ振興課所管について申し上げます。1点目の第25回アメニティ・タウンすながわマラソン大会についてであります。6月24日、北海道子どもの国周辺地域において、種目別に分かれて実施いたしました。参加者数は、10キロメートルが202名、5キロメートルが87名、3キロメートルが32名、親子ペアが33組の66名で、合計387名でありました。なお、地域別の参加者数は、市内65名、市外322名でありました。

4ページをごらん願います。4点目の総合体育館耐震補強等工事の説明会についてであります。8月30日、公民館において体育協会を初めとする市内の体育団体を、また9月3日、総合体育館において総合体育館及び海洋センター体育館の利用者を対象に、予定工事の内容及び全体工程案の説明会を開催いたしました。

以上を申し上げまして、教育行政報告とさせていただきます。

日程第5 議案第12号 砂川市名誉市民の称号を贈呈することにつき同意を  
求めることについて

○議長 東 英男君 日程第5、議案第12号 砂川市名誉市民の称号を贈呈することにつき同意を求めることについてを議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） ただいま上程をいただきました議案第12号 砂川市名誉市民の称号を贈呈することについてのご説明を申し上げます。

本件は、砂川市名誉市民条例第3条の規定に基づき議会の同意を求めるものでございまして、前市長であります菊谷勝利氏につきまして同意を求めるものであります。

同氏につきましては、裏面の履歴書に詳細に記載されてございますので、ご高覧をいただきたいと存じますが、若干の補足をさせていただきたいと存じます。前市長の菊谷勝利氏につきましては、昭和46年、砂川市議会議員に当選以来、7期28年にわたり市議会



議員として活躍され、この間平成3年から副議長、平成7年からは議長の要職をそれぞれ歴任された後、平成11年から平成23年まで3期12年間、第4代砂川市長として市政の振興発展にご尽力を賜ったわけであります。この間、市政に対する貢献、功労などで昭和55年11月には市政功労表彰、平成10年4月には藍綬褒章、平成23年11月には砂川市特別功労表彰、さらには平成24年4月には地方自治功労により旭日中綬章を受章されております。菊谷勝利氏は、市議会議員として市政に参画されて28年間、さらにその後の市長の時代の3期12年間はのかじ取り役として大変なご努力をされたものであります。市長就任後は、いち早く市長以下特別職の給与を削減し、増嵩の一途であった地方債残高について公債費負担適正化計画を策定し、積極的な繰上償還を行い、債務の圧縮を図ったほか、市民参加による3度に及ぶ行政改革に取り組み、砂川市の財政基盤の安定化を図ったものであります。

そして、特に申し上げたいのは、地域活性化に関する環境整備と砂川市における保健、医療、福祉にかかわる環境整備についてであります。地域活性化に関する環境整備といたしましては、中心市街地ににぎわいを取り戻すべく市街地再開発に着手し、中小店舗の集約及び買い物駐車場の整備に取り組みられたほか、道内初となった内閣総理大臣認定の中心市街地活性化基本計画を策定するなど、スイートロード事業やハートフル住まいる事業などのソフト事業でも新たなまちの形成にご尽力をいただきました。砂川市の長年の懸案であった駅東部開発にも着手され、地域交流センターの建設や隣接する道営住宅の誘致、さらには市営住宅の建設など、砂川市の中心市街地の基盤を築き上げていただきました。次に、保健、医療、福祉に係る環境整備についてであります。長年の懸案であった老朽化した保育所の統合整備に着手し、子育て支援センター及び地域のコミュニティセンターを併設した保育所として2棟を移転改築し、また特別養護老人ホーム、デイ・サービスセンターの移転改築など、少子化及び超高齢化社会に即応した事業を着実に実施されたのであります。そして、こちらも長年の懸案であり、市民の皆様が心待ちにしていた市立病院の改築事業であります。新本館並びに南館の約3年間の工事を終え、無事開院し、現在は立体駐車場の完成を待つのみとなっております。道内でも屈指の最新医療機器とヘリポート等整備を整えた総合病院として改築し、空知管内で初めて、道内でも11カ所目となる救急救命センターの指定も受けた砂川市立病院の移転改築を決断された同氏の功績は大変大きなものであり、市民の皆様が安心して暮らせる環境整備に大変なご苦勞をいただいたものと考えているところであります。

これら多くの事業は砂川市の振興発展に大きく寄与していることから、同氏に名誉市民としての称号を贈呈したいと考えているところでございますので、議員各位の満場のご賛同を賜りたいとお願いする次第であります。

以上を申し上げまして、議案第12号の提案説明とさせていただきます。

○議長 東 英男君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより議案第 12 号の質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第 12 号の質疑を終わります。  
続いて、議案第 12 号の討論に入ります。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これより、議案第 12 号を採決します。  
本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

- 日程第 6 議案第 5 号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 6 号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 7 号 砂川市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 8 号 砂川市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 9 号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の制定について  
議案第 1 号 平成 24 年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2 号 平成 24 年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第 3 号 平成 24 年度砂川市下水道事業特別会計補正予算  
議案第 4 号 平成 24 年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○議長 東 英男君 日程第 6、議案第 5 号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 6 号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 7 号 砂川市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 8 号 砂川市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 9 号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の制定について、議案第 1 号 平成 24 年度砂川市一般会計補正予算、議案第 2 号 平成 24 年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第 3 号 平成 24 年度砂川市下水道事業特別会計補正予算、議案第 4 号 平成 24 年度砂川市介護保険特別会計補正予算の 9 件を一括議題とし

ます。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 私から議案第5号、議案第9号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第5号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります、児童福祉法の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例であります、法改正により障害者自立支援法に基づいて実施されていた児童デイサービス事業が児童福祉法に基づいて障害児通所支援事業として実施されることとなったことに伴う改正であり、この改正による子ども通園センターでの指導内容に変更はありません。

改正の内容につきましては、3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第4条は、事業の内容の定めであり、同条第1号中「障害者自立支援法第5条第7項に規定する児童デイサービス事業」を「児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービスを事業」に改めるものであります。

第5条は、使用者の定めであり、同条第1項中「法第19条第1項」を「法第21条の5の5第1項」に、「介護給付費」を「障害児通所給付費」に改めるものであります。

第8条、「児童デイサービス事業に係る利用負担」の定めを「利用負担」の定めに変更、同条中「児童デイサービス事業」を「児童発達支援及び放課後等デイサービス」に、「法第22条第5項」を「法第21条の5の7第9項」に、「障害福祉サービス受給者証」を「通所受給者証」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成24年10月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第9号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由であります、中空知広域圏5市5町での広域連携により平成25年秋稼働予定の電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務について滝川市に当該事務を委託するため、本規約を制定しようとするものであります。

今回の電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務につきましては、中空知広域市町村圏戸籍システム共同運用協議会での広域連携による事務の共同化の検討を踏まえて、

滝川市を受託市、砂川市を委託市として事務を執行しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたく存じます。電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約についてご説明申し上げます。

第1条は、委託の定めであり、砂川市は、地方自治法第252条の14第1項の規定により、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務を滝川市に委託するものであります。

第2条は、委託事務の範囲の定めであり、第1項第1号では、戸籍法による戸籍事務、住民基本台帳法の規定による戸籍の附票の調製及び人口動態調査令の規定による人口動態調査票の作成に係る事務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を設置し、使用し、及び管理することの規定であります。

同項第2号では、戸籍等事務を処理するために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管することの規定であります。

同項第3号では、前2号に掲げる業務に付帯する業務を行う規定であります。

第3条は、管理及び執行の方法の定めであり、委託事務の管理及び執行については、滝川市の条例及び規則その他の規程の定めるところとする規定であります。

第4条は、経費の負担の定めであり、第1項は、委託事務の管理及び執行に要する経費は、砂川市の負担とし、砂川市は、その年度に要した経費を滝川市に交付する規定であります。

同条第2項は、経費の額及び交付の時期は、滝川市長と砂川市長との協議により定めるものとし、この場合において、滝川市長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積もりに関する書類を砂川市長に送付しなければならないとする規定であります。

同条第3項は、委託事務の経費の負担については、あらかじめ滝川市と砂川市との間でその基本的な算定方法を定めるものとする規定であります。

第5条は、委託事務の収支の分別の定めであり、滝川市長は、委託を受けた事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、滝川市歳入歳出予算において分別して計上するものとする規定であります。

第6条は、決算の場合の措置の定めであり、滝川市長は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を砂川市長に通知するものとする規定であります。

3ページをお開き願います。第7条は、連絡会議等の定めであり、第1項は、滝川市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要があると認めるときは、砂川市長と連絡会議を開くものとする規定であります。

同条第2項は、連絡会議のほか、委託事務の円滑な運営を推進するため、必要に応じて砂川市の電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務関係者との調整会議を開くことができるものとする規定であります。

第8条は、条例等改廃の場合の措置の定めであり、第1項は、委託事務の管理及び執行に適用される滝川市の条例等の全部又は一部を改廃しようとする場合においては、滝川市長は、あらかじめ砂川市長に通知しなければならないとする規定であります。

同条第2項は、委託事務の管理及び執行に適用される滝川市の条例等の全部又は一部が改廃された場合において、滝川市長は、直ちに当該条例等を砂川市長に通知しなければならないとする規定であります。

同条第3項は、これら通知があったときは、砂川市長は、直ちに当該条例等を公表しなければならないとする規定であります。

第9条は、事務委託の廃止の定めであり、委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、滝川市長がこれを決算するものとし、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに砂川市に還付しなければならないとする規定であります。

附則として、この規約は、平成25年4月1日から施行するものであります。

第2項は、砂川市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する滝川市の条例等が砂川市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） それでは、議案第6号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、本市における企業の立地促進と市内企業の振興を図るため、工業団地を含む工業地域への優遇策により企業進出を誘導するとともに、工業地域以外の地域における立地に対しても支援を行うため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページの附属説明資料、砂川市企業振興促進条例新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、用語の定義であり、現行第10号中、括弧書きの昭和43年法律第100号を削り、同号を第11号とし、同条第9号を第10号とし、同号の前に第9号、「工業地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第15条に基づいて本市が定める工業地域をいう。」を加え、改正するものであります。

第4条は、補助の措置の定めで、第1項第1号は企業施設の用地を取得した者に対する補助の定めであり、同号アは、現行市内全域を対象としていた補助基準を改正後は都市計画法に定める工業地域もしくは特別指定地域と定め、固定資産税及び都市計画税の合計額に相当する額の補助期間を現行3カ年度分を改正後は5カ年度分とし、補助期間の延長については、ただし書きに4年目は固定資産税及び都市計画税の合計額の100分の40に

相当する額、5年目は固定資産税及び都市計画税の合計額に相当する額の100分の20に相当する額とし、改めるものであります。

改正後の同号イは、補助対象地域を工業地域等以外の用地と定めるもので、現行の同号アの基準と同じ3カ年度分の補助期間とするものであります。

改正後の同号ウは、工業地域等の用地を取得した場合の補助基準の改正で、現行同号イ、用地取得額の100分の30、補助額3,000万円を超えるときは補助限度額3,000万円を改正後は用地取得額の100分の50、補助額5,000万円を超えるときは補助限度額5,000万円に改め、ただし書きに道央砂川工業団地における砂川市または砂川市土地開発公社が所有する用地を取得した場合は補助率を用地取得額の100分の60に、補助額6,000万円を超えるときは補助限度額6,000万円と改めるもので、優遇措置をしまして工業団地の造成分譲地に誘導しようとするものであります。

同項第2号は、企業が工場などの建物を建設した場合に補助する定めであり、同号アは、現行市内全域を対象としていた補助基準を改正後は補助対象地域を工業地域等と定め、固定資産税及び都市計画税の合計額に相当する額の補助期間を現行3カ年度分を改正後は5カ年度分とし、補助期間の延長については、ただし書きに4年目は固定資産税及び都市計画税の合計額の100分の40に相当する額、5年目は固定資産税及び都市計画税の合計額の100分の20に相当する額と改めるものであります。

改正後の同号イは、補助対象地域の工業地域等以外に工場施設を建設した場合の定めで、現行の同号アの基準と同じ3カ年度分と定めるものであります。

改正後の同号ウは、企業の工場施設等の建設投資額に対する補助基準の改正で、現行同号イ、補助率100分の6、補助限度額3,000万円を改正後は同号ウとして、都市計画の用途地域である工業地域等に改め、土地に対する投資額を除く投資額の100分の15を補助率とし、その補助額が1億5,000万円を超えるときは補助限度額を1億5,000万円と定めるものであります。

改正後の同号エは、企業が都市計画の用途地域である工業専用地域に新設または増設した場合の補助率及び補助金限度額の定めで、現行土地及び償却資産に対する投資額を除く投資額から1,500万円を超える額の100分の6の補助率、その補助額が3,000万円を超えるときは補助金限度額3,000万円を、改正後は土地に対する投資額を除く投資額の100分の10の補助率とし、その補助額が5,000万円を超えるときは補助限度額を5,000万円と改めるものであります。

改正後の同号オは、企業が都市計画の用途地域である工業地域等及び工業専用地域以外の地域に新設または増設した場合の補助率及び補助金限度額の定めで、現行工業団地等及び工業専用地域以外の地域には建物の補助の措置の規定がなかったわけですが、改正後は補助率を土地に対する投資額を除く投資額の100分の6に相当する額とし、補助額が3,000万円を超えるときは補助限度額を3,000万円と定め、工業地域以外の地域にも

工場の新設または増設に対する支援措置を新たに定めるものであります。

同項第3号は、雇用に対する奨励補助の定めであり、新たに採用された市内居住従業員1人につき現行24万円を改正後は36万円に改めるものであります。

条例全体の附則として、第3項で、この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失うとするものであり、この条例の失効前に第3条の規定により操業を開始した者及び第4条の規定により補助金の交付を受けている者については、なお従前の例によるものであります。

改正条文に対する附則として、第1項で、この条例は、公布の日から施行するものとし、第2項で、経過措置として、改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後に事業計画書の提出があった者について適用し、同日前に事業計画書の提出があった者については、なお従前の例によるものであります。

9ページには、参考資料として空知管内の他市の条例比較表を添付しております。中空知の4市、南空知の3市と北空知の深川市と砂川市の条例改正案であります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 私のほうから議案第7号、第8号、第1号についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第7号 砂川市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成24年6月27日に公布、施行されたことに伴い、砂川市防災会議条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市防災会議条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、所掌事務の定めであり、第1項中「の各号」を削り、同項第2号中、現行「市の地域において災害が発生した場合における当該災害に関する情報の収集」を改正後「市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項の審議」に改め、同項第3号を第4号とし、第3号として「前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。」を加えるものであります。

第3条は、会長及び委員の定めであり、第5号中「の各号」を削り、同項第9号として「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者」を加え、第7項中、第5項第8号の次に「及び第9号」を加えるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであり、経過措置として、この条例による改正後の第3条第5項第9号の規定に基づく最初の委員の任期は、改正後の第3

条第7項の規定にかかわらず、平成25年5月31日までとするものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第8号 砂川市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、議案第7号と同様に、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成24年6月27日に公布、施行されたことに伴い、砂川市災害対策本部条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市災害対策本部条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、目的の定めであり、第1項中、現行「第23条第6項」を改正後は「第23条の2第8項」に改めるものであり、災害対策基本法の一部が改正されたことに伴う条文整理であります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第2号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,586万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ115億1,286万6,000円とするものであります。

第2条は、債務負担行為であります。4ページ、第2表、債務負担行為に記載のとおり、戸籍電子データ作成委託について期間を平成24年度から25年度までとし、限度額を9,056万4,000円と定めるものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるものは臨時事業であります。

初めに、16ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項1目一般管理費で二重丸、名誉市民の称号の贈呈に要する経費33万9,000円の補正は、名誉市民の称号を贈呈するに当たり、記念品として名誉市民章略章及び名誉市民推挙状のほか、写真額、肖像写真などの経費であります。

同じく、5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費2億3,145万7,000円の補正のうち除雪委託料70万円は、旧中央小学校跡地を利用している職員駐車場について、市立病院立体駐車場の完成後は現在来院者が利用しているスペースに戻す予定ではありましたが、市立病院と協議を行った結果、立体駐車場が円滑に利用されるように十分



な周知期間が必要と判断されたことから、平成25年3月までは現在の職員駐車場を継続して利用するための除雪費であり、旧宮川町教員住宅解体工事費127万1,000円は、未利用地として売却を進めている東1条南12丁目の旧教員住宅の屋根、壁の劣化が著しいことから解体するための工事費であり、財政調整基金積立金2億2,948万6,000円は、財源調整を行うため財政調整基金へ積み立てるものであります。

次に、18ページ、3款民生費、2項1目児童福祉費で二重丸、災害遺児対策に要する経費7万8,000円の補正は、災害遺児手当支給条例に基づき労働災害による遺児の扶養者から申請がなされたことから、支給するものであります。

次に、20ページ、4款衛生費、1項2目予防費で二重丸、自殺対策緊急強化推進事業に要する経費74万3,000円の補正は、本市における自殺者が増加傾向にあり、中でも30歳代から60歳代の男性が多いことから、働き盛り世代に向けた自殺予防の普及活動として、市内事業所等の協力を得ながら鬱病についての映画上映会、パネル展を実施するとともに、事業所へのパンフレット配布などを全額道補助により行うものであります。

次に、22ページ、6款農林費、1項2目農業振興費で一つ丸、農業振興事業に要する経費70万円の補正は、地域の中心となる経営体への農地集積や農地の連担化が円滑に進むよう、離農する農業者などが農地利用集積円滑化団体を通じて地域の中心となる経営体へ10年間以上農地を貸し付けた場合、貸付面積に応じて最大70万円を離農する農業者などに農地集積協力金として交付するものであり、宮城の沢地区において離農する農業者から地域の中心となる経営体へ農地の貸し付けが行われることとなったことから、全額道補助により行うものであります。

次に、24ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費77万4,000円の補正は、中小企業等振興条例に基づく商店街店舗整備事業として空き店舗であった建物を賃貸借し、小売商業店舗等を開店した東1条北2丁目の仏具店に対し、賃借料の7割の助成を行い、また人材の育成事業として株式会社ホリの従業員1名分、カヤク・ジャパン株式会社の従業員3名分の中小企業大学校受講料の全額を助成するものであります。

次に、26ページ、8款土木費、2項3目道路橋梁新設改良費で二重丸、道路橋梁新設改良事業費417万9,000円の補正は、工団1号通りの南側で株式会社ホリが開発行為を行い、新工場を建設することから、未整備である道路排水の流末整備及び道路改良舗装を行うため測量委託を行うものであります。

次に、28ページ、10款教育費、3項1目学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費121万8,000円の補正は、石山中学校の総合防災盤に故障が発生し、火災警報器、ガス漏れ警報器が機能しなくなったところではありますが、機種が古く修理ができないことから、更新を行うものであります。

次に、30ページ、12款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で一つ丸、過年度過

誤納還付金4,627万8,000円の補正は、平成23年度の国、道支出金の精算による生活保護費及び自立支援給付費等国庫負担金の返還金などであります。

同じく、2項2目下水道会計繰出金で一つ丸、下水道会計繰出金10万円の補正は、公共下水道整備事業に係る一般会計の負担分を繰り出すものであります。

以上が歳出の補正でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明をいたします。15款道支出金144万3,000円の補正は、農地集積協力金交付事業、自殺対策緊急強化推進事業に係る補助であります。

18款繰入金8,707万9,000円の減は、財政調整基金を減額することにより財源調整を行うものであります。

19款繰越金3億6,335万6,000円の補正は、平成23年度決算によるものであります。

20款諸収入814万6,000円の補正は、平成23年度砂川地区保健衛生組合負担金の精算による過払い分に対する返還金に係る過年度収入であります。

以上が歳入であります。

なお、32ページに債務負担行為に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 東 英男君 議案第2号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時01分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 先ほどの議案第1号、砂川市一般会計補正予算の中で誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと存じます。

24ページの商工費、1項1目商工振興費で商工業振興対策に要する経費の商店街店舗整備事業といたしまして東1条北2丁目の仏具店と申し上げましたが、東1条北1丁目の仏具店でありましたので、訂正をよろしくお願いいたします。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 私から議案第2号、議案第4号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第2号 平成24年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,8

46万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億5,597万8,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。14ページをお開き願います。11款諸支出金、1項1目一般被保険者過年度過誤納還付金で2,976万円の補正は、所得更正による国保税の過年度過誤納還付金139万3,000円、平成23年度に交付された療養給付費等負担金の精算に伴う返還金2,836万7,000円によるものであります。

同じく、1項2目退職被保険者等過年度過誤納還付金で868万3,000円の補正は、平成23年度に交付された療養給付費等交付金の精算返還金によるものであります。

同じく、1項4目出産育児一時金補助金過年度過誤納還付金で2万円の補正は、平成23年度に交付された出産育児一時金補助金の精算返還金によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。8款繰入金で1,837万9,000円の補正は、収支の均衡を保つため、国保基金からの繰り入れによるものであります。

9款繰越金で260万3,000円の補正は、平成23年度の決算剰余金であります前年度繰越金の確定によるものであります。

10款諸収入で1,748万1,000円の補正は、収支の均衡を図るため、雑入として増額補正するもので、平成24年度における赤字見込み分として当初雑入予算3,616万2,000円に補正額1,748万1,000円を加え、合計5,364万3,000円が財政調整のための雑入となるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第4号 平成24年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,031万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億240万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。12ページをお開き願います。4款地域支援事業費、5項1目介護基盤緊急整備等特別対策事業費で3,879万3,000円の補正は、第5期砂川市高齢者保健福祉計画、砂川市介護保険事業計画に基づき、新たに整備する認知症高齢者グループホーム1施設について公募により選定した整備事業者に対して補助するもので、財源は全額道補助金で対応するものであります。

14ページをお開き願います。6款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で1,151万7,000円の補正は、介護保険料の過年度過誤納還付金5万6,000円、平成23年度に交付された介護給付費等の精算による返還金の確定で1,146万1,000円によるものであり、返還金はそれぞれ国、道、支払基金に返還するものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。5款道支出金で3,879万3,000円の補正は、介護基盤緊急整備等特別対策事業費に対する交付金であります。

8款繰越金で1,151万7,000円の補正は、平成23年度の繰越金の確定によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君（登壇） 私から議案第3号 平成24年度砂川市下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億6,807万1,000円とするものであります。

第2条は、地方債の補正であり、4ページの第2表、地方債補正に記載のとおり、公共下水道整備事業債と過疎対策事業債については下水道整備事業の増による増額補正をするものであり、合計で170万円を増額し、補正後の限度額を3億3,550万円とするものであります。

補正内容につきましては、12ページの歳出からご説明いたします。1款下水道費、1項4目公共下水道整備事業費180万円の増は、平成25年度に地元企業が予定している工場建設にあわせ、下水道工事を来年度早期発注するための設計委託費であります。

次に、歳入につきましては、5ページの総括でご説明いたします。4款繰入金10万円の増は、一般会計からの歳入不足分の収支調整によるものであります。

7款市債170万円の増は、公共下水道整備事業債と過疎対策事業債の借り入れによるものであります。

なお、14ページには地方債に関する調書を添付しておりますので、お目通しをいただき、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第5号から第9号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 一括総括質疑ですので、ただ順番を追って質疑をしたいと思っております。

まずは、企業振興促進条例の一部を改正する条例についての総括質疑です。まず、第1点目は、条例の改正を見ていくと、これまでは企業振興促進条例あったわけですが、

道央工業団地など工業団地周辺に何とか企業を集約するような条例であったわけですが、今回は随分範囲の地域が拡大しているような条例改正になっていますが、まずその理由についてお伺いをします。

それから、結構以前と比べて大きな助成金がふえて、もらう企業にとってはとてもいい条例改正になるわけですが、その助成金の負担というのは市民の税金から賄われていくわけですので、まずこれによって工場あるいは企業が誘致をされてきやすくなるとした場合、例えば1億円の土地を購入し、10億円の投資をした場合、この場合工場建設という形では7億円ぐらいの想定でいいのですけれども、一体固定資産税というのはどのぐらいになるものなのかという試算、できればお伺いしたいと思います。

それから、よく今まであることなのですから、こういう企業振興の促進条例がかなりいい状況になると、その優遇される期間だけ操業して、それがなくなると撤退というようなことも事例が結構あるのです。今回は特に比較してみると他市なんかより相当いい条件になっていますので、ちょっとそんなような心配もするものですから、その辺の対策というのは何かあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

それから、4点目は、先ほど言いましたけれども、他市町と、参考資料にもありますけれども、比較して結構今回はいい条件になりますが、今回の条例改正で企業誘致の可能性は高まっていくのかどうか、そういうこともお伺いをしたいと思います。

それから、ちょっと不思議なのですから、こういう企業振興条例の場合これがずっと続くというようなことが普通は条例としては多いと思うのですけれども、今回は4年間の時限立法ということなのです。この点についてなぜ時限立法にするのかをお伺いをしたいと思います。

続いて、電子情報の議案第9号の関係でお伺いをするのですけれども、このたび戸籍を電子化をするということについて滝川市にその事務の委託をするという規約が提案されているわけですが、そもそもなぜ戸籍を電算化をするのか、今紙媒体であるのだらうと思うのですけれども、その理由と目的についてをお伺いをするのと、それから電子化することによってどういう効果が生まれるのかという点をお伺いをしたいと思います。

それから、今回滝川市に事務の委任をすることになりますけれども、事務の委任をした後の事務の流れとなぜ砂川市独自でやらないのか、つまり独自で導入した場合と、それから委託の場合とのメリット、デメリットについてお伺いをしたいと思います。

それから、この規約を読みますと、当然でしょうけれども、滝川市に対しての経費を払わなければならないということになるのですが、その経費の発生する金額をお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） 議案第6号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正

する条例の関係でご質問ありましたので、順次ご答弁させていただきたいと存じます。

最初の1点目でございますけれども、この条例の改正で地域拡大に関する理由でございますが、企業誘致におきまして、まず土地につきましてはこれまでどおり工業団地への誘導が第一と考えておりまして、都市計画上の用途地域である工業地域に誘導するために、まず土地の関係につきましては補助率50%とし、補助限度額5,000万円と高く設定したわけでございます。さらに、砂川市及び砂川市土地開発公社所有の分譲地のほうへ誘致した場合の補助率を10%これに割り増ししまして、補助率を60%、補助限度額を6,000万円とする優遇策によりまして販売促進を図るものでございます。次に、工場建設につきましては、これまで工業団地等を助成対象地域としていましたが、都市計画上の工業地域及び工業専用地域以外の準工業地域などにも助成対象地域を拡大することで地元企業の今後の設備投資や工場増設、これを助長することにつながることを考えまして、新たに対象としたところでございます。この地域拡大により、地域経済の発展、雇用促進の支援の一助となるものと考えているところでございます。

続きまして、2点目でございますが、例えば仮に1億円の土地を購入し、10億円の工場建設と、そのうち建物が7億円とした場合の固定資産税でございますが、最初に仮に1億円の用地取得した場合の固定資産税ですけれども、現在分譲中の工業団地に当てはめますと約3ヘクタールの土地となりまして、団地内の標準地価から算出した場合で申し上げますと、約80万円から90万円程度の固定資産税及び都市計画税が見込まれるものと考えております。次に、工場、施設の関係でございますけれども、工場については建物の構造、規模、形態によって大きな違いが出てきますが、仮に評価額が5億円程度であれば年800万円ほどの税額となると見込んでいます。また、償却資産は機械設備関係でございますけれども、初年度約400万円ほどの税額ということで見ております。

3点目でございますけれども、優遇期間だけ操業し、その後撤退する企業の事例もあると、その対策の関係でございますが、助成を受けている期間中に撤退する企業には助成の取り消し条項や補助金等の返還条項の規定がございますので、今般改正により工業地域は助成期間が3カ年度から5カ年度に拡大した地域となり、仮にこの助成期間中に撤退する企業には補助金の返還期間が延長されたこととなりますが、助成期間中に撤退する企業への補助金損失に対する対策につきましては、既に講じられているというところでございます。なお、助成期間後に撤退する企業につきましては補助金返還義務がないことから、これらの企業について動向を十分注視してまいりたいと考えてございます。

続いて、4点目の他市の企業振興との比較、今回の条例改正で企業誘致の可能性は高まるのかというご質問でございます。当市においても企業誘致は極めて厳しい環境下でございますが、企業誘致は地域振興策として重要であると考えております。空知管内他市の条例比較表を参考資料として添付しておりますが、当市の改正案は空知管内他市の支援内容と比較してある程度トップクラスの市と肩を並べる優遇策になると判断しております。改

正後は、セールスポイントが大きくなったことから、地元企業や誘致企業にPRしてまいります。既に立地している地元企業が事業を拡大する工場建設計画がある場合には他市への移転を思いとどめる施策として効果をあらわすものと判断しているところでございます。

5点目ですが、4年間の時限立法の関係でございますけれども、この補助金は経済情勢などを見据えながら企業の投資に対する補助金として拡大を図るものであり、臨時的に負担がふえることにもなりますので、市長の政策としてまずは任期を考慮した時限といたしますが、これまでも見直しを行いながら続けてまいりましたハートフル住まいる条例と同様の扱いとする考えでございます。

以上でございます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） それでは、私から議案第9号について何点かご質問がございましたので、順次ご答弁申し上げたいと思います。

まず、なぜ戸籍を電子化するのか、目的、効果等についてであります。戸籍事務は明治時代から手作業で行ってきておりますが、現行の紙戸籍は古いもので100年以上経過しており、良好な保存が困難になってきていることや年度を追うごとに戸籍簿がふえ、管理スペースが手狭になってきていること、また和文タイプライターの生産が停止されたため、故障の際には交換や修理ができない状況にあり、戸籍の電子化は懸念事項として持っております。戸籍の電子化は、平成6年の戸籍法の改正により戸籍の簡明化及び事務効率の向上のため電子化の導入が可能となり、平成14年には戸籍法施行規則の改正により努力義務が明記され、現在全国的には9割以上の自治体が導入済みとなっております。このような中、本市も参加している中空知広域市町村圏組合と空知総合振興局が設置した中空知地域広域連携研究会において、平成22年度から戸籍事務のコンピューターサーバー共有化への検討が短期的課題となり、平成24年2月には中空知広域圏戸籍システム共同運用協議会が設立され、平成25年秋の稼働に向け、協議検討してきたものであります。なお、電子化により現行の紙戸籍をコンピューターに保存することになり、戸籍の作成までの日数や戸籍証明書の発行時間が短縮され、今後は窓口サービスの向上が図られるということを考えております。

続きまして、委任した場合のメリット、デメリット、独自でできないものかということでございますけれども、本年度は各市町、砂川市において現在戸籍付票及び除籍改正原戸籍のマイクロ撮影を実施し、平成25年秋ころには現在戸籍付票のシステムを稼働し、その二、三カ月後には除籍改正原戸籍のシステムを稼働する予定となっております。メリットにつきましては単独で導入するより経費の軽減が図られます。本市の場合、総合計画では5年間の経費を1億3,741万円と見込んでおりましたが、約2,600万円の軽減が図られるものと考えております。デメリットにつきましては、サーバー障害あるいはネット

ワーク回線に障害が発生した場合、証明書の発行がおくれることが想定されているところ  
であります。また、独自でこの入力についてのお尋ねでございますが、現在砂川市におき  
ましては現在戸籍付票を合わせて9,639件、約9,600件ほどございます。それに  
プラスすることの除籍改正原戸籍、これが約4万3,680件ほどございますので、これ  
を全て手入力あるいはマイクロソフトへの撮影ということになると大変業務量が増大する  
ということもございますし、この協議会の中でも他の業者にこれを委託したほうが効果的、  
効率的に行えるという判断のもと、独自ではなくて委託をするという形にさせていただ  
いております。

最後になるかと思いますが、委託に伴う経費の発生でございますけれども、この  
関係につきましては、滝川市への委託に伴い発生する負担金は平成25年度からの5年間  
で約1,739万8,000円を予定しておりますけれども、これは若干増減することは  
ありますけれども、主に機器、システム、ネットワークの保守に要する経費でございます。

以上でございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 これまでは、せっかく道央工業団地を開発したので、なるべくその工業  
団地のほうに企業や何かを誘致して、そちらのほうの販売がうまくいくようにというのが  
これまでの基本的な考え方だったと私は思っているのです。相変わらず工業団地は売れま  
せんし、その分市が公社のほうから毎年6,000万円の土地を購入するというとても厳  
しい状況があるのですが、今度はそれを少し枠を広げてしまおうと、つまり今までのまち  
づくりのやり方とちょっと変えていくのかなというふうに思うのです。つまりこの現状か  
らすると、企業にとってみるとうちの道央工業団地は余り魅力がないというような言い方  
もできるわけで、その魅力のないところよりも企業が求める道央工業団地以外のところに  
企業のほうが工場を建てたいだとか、あるいはそっちに行ってみたいだとかという、きっ  
と問い合わせが多いので、こういうような状況をつくってきたのだらうというふうに私は  
思うのですけれども、どうも何か違うのではないかなと私はするわけです。できれば道央工  
業団地に企業も来てもらって、そこが売れることによって、市が毎年6,000万円ずつ  
売れない工業団地の土地を買う分を企業に進出してきてもらおうということが本来の市長が  
目指していくやり方だと思うのです。それを今回この条例の改正では分散させて、なおさ  
ら道央工業団地が売れないという状況をつくり出そうと、私はしているような気がするの  
ですけれども、この辺に対してはどういうふうにお考えをされているのかをまず伺いす  
るのです。

それから、やはり相当、今部長もお答えになっていました。管内ではトップクラスの助  
成を行おうというようなことになってきているのですけれども、さらにその上いっている  
ところは、深川あたりは土地なんかは取得額が100%、つまりこれはただで土地をとい  
うようなことでもあるとは思いますが、今回これ見ていきますと土地の場合は取



得額のたしか50%で限度額が5,000万円ということになっていて、道央砂川工業団地では取得額の60%、6割引で限度額が6,000万円、つまりほぼ、今回道央工業団地も売れないということで、今回ではなかったでしたか、相当今までよりも値段を下げました。下げた上にさらにその60%割引しようということは、これ売れたとしてもほとんどこれまでかかっている借金の返済もやっぱり相変わらずうまくいかないだろうし、さっきから言っていますけれども、一般財源からの6,000万円を少しでも軽減できるような形にはなかなかこないのかなというふうにも思うのですけれども、先ほど固定資産税の試算ということでお伺いしましたけれども、3ヘクタールといたら相当な大きさになると思うのですが、それでも固定資産税というのは80万円から90万円だというお話で、限度額5,000万円渡したらほとんど取り返すことはできないなというふうなぐらいの助成金額ということになるわけです。

もう一つ、10億円の投資した場合ということをお伺いしましたけれども、こちらのほうは少し、ちょっと今安心したのですけれども、工場の評価額が5億で固定資産税は800万円ほどになると、それから償却資産の場合はたしか400万ほどというようなお話があったと思うのですけれども、10億円の投資してもらって、今回は1億5,000万助成出そうという思い切った助成になるわけですけれども、何とかこの企業が合わせて年間、固定資産税の優遇措置が終わった段階でいけば1年間で1,200万円ぐらいの固定資産税を納めてもらえることになりそうなので、となると10年で1億2,000万円戻るといことになりますかね。せめてそのぐらい企業がいてもらえれば、今は投資をするのだけれども、つまり助成をするのだけれども、そのうち固定資産税で戻ってくるかなというふうなことも考えられるということになるわけですけれども、そういうふうな理解でいいものなのかどうか、今私がお話ししましたけれども、そういうふうなことの費用対効果も含めて今回の条例改正をするのだというふうなことなのかどうかもお伺いをしたいと思います。

優遇期間だけ操業してということに関しては、これは民間なのでどうにもならないというふうなことのお話、総じてそうだったのかなというふうには思うのですけれども、かなりの企業に相当優遇を高めてやっていくということ。気にしていただきたいのは、やっぱりこれは市民の税金から出ていくものであるので、ここまで上げた分の費用対効果という言い方でいいと思うのですけれども、その辺をもう少しきちっとお話をしていただけないものかなというふうに感じます。これだけの条例案だけ見てしまえば、何で企業にそんなに優遇していかなければならないのだということは市民の声としては出てきてもおかしくないぐらいの多額な助成ということになるものですから、その辺わかりやすくお答えいただければなというふうに思います。

これだけしっかりとした助成をするわけですから、今までほとんど企業誘致というのは成功してきませんでした。ほぼ数えるほど、一、二件ですか、この10年ぐらいの間。若

い人たちには働く場所もなく、なかなかふるさとに戻ってきたいと思っても、いや、働く場所がないのだよねというのがまず第一の私たちにとっても悩みで、結局それが人口をふやしていくということにもつながっていかないということが実際あるわけなので、ここまでやったのなら、ぜひとも企業誘致を成功させていただきたいというふうに思うのです。さっきも言ったとおりで、これよりもはるかにというぐらいではないですけども、深川市というところが結構、うちと並ぶか、今回の改正以降ですけども、そのもっと上いつている深川市というところがあるのですけれども、ここはやっぱりこれぐらいまですると企業誘致というのがとても来てもらっているのかどうかをぜひ知りたいのですけれども、当然こうやって資料でどこよりもうちは高い、ここよりも高いというふうな比較の表をつくったぐらいですから、当然深川市はこのぐらいになったらどのぐらいの企業誘致というのも調べてあるのではないかと予想しながらのお伺いなのですけれども、その辺のところどうなのか、本当にこうすることによって企業誘致が高まるのかどうか、その自信のほどぜひお伺いをしたいと思います。

あと、なぜ4年間なのかということなのです。これが本当に企業誘致のためにいいことであるならば、ずっとやればいいことであって、でもなぜか4年で区切ってしまうのです。市長の政策として任期のことも考えたというお話ですけども、これは何かよくわからない答弁で、まちづくり、あるいはこういう企業にぜひとも来てほしいということは市長がかわろうと何があるかと、やっぱりそういうことなのだと思うわけです。何でこんなときに任期を気にするのか、これは余りにも選挙目当てっぽくないかと、つまり任期を考えるとすることは次の選挙に有利なときにこのままこの金額があるということなのです。そんな答弁、市長、ないですよ、自分の任期を気にしながら条例を時限でするかしないかなんていうことがあってはいけないわけです。何でこんな答弁になったのか、ぜひお答えいただきたいと思います。

それから、一括なので、ここで座って答弁を聞きたいところですけども、ほかのところも、もう一つ、戸籍の電子化というのもやっているものですから、そちらのほうの2回目の質問もしていくのですけれども、私は次に一般会計の補正で債務負担があるので、そっちと質問を分けたのです。ところが、今部長のお話だと全部一緒に答えてくれているので、申しわけないのですけれども、ちょっとフライングのこともあるかもわからないけれども、2回目の質問はそちらも含めて質問させていただきたいと思うのですけれども、電子化するというのはほかの自治体もほぼ全国で90%で、一番心配なのは、順序ちょっと変わってきますけれども、今回自分でやるのは事務量が膨大になるので、他業者に任せるのだと、ここはどうも一般会計の関係かなと思って今質問してしまうのですけれども、これまでも委託した業者がまたこれ下請に回すわけです。その下請から情報が漏えいしているということが何回もあるのです。これ戸籍ということになると、市民にとってみれば原本中の原本なわけで、民間業者に委託ということになるわけなのですけれども、その辺の心

配はやはりありますよね。そういうこと、職員がやる分にはもちろん守秘義務もあるし、心配のないことだろうと思うのですが、戸籍そのものを個人の情報として、住民票ならまだ4情報というのはある程度わかるのですけれども、戸籍に関しては一般的には公開を前提にしているわけでも何でもなし、本当に個人情報の最たるものであるわけで、幾ら安上がりだといいいながら、民間の業者に丸投げするというのが本当にいいのかどうかということをご伺いをしたいと思います。

それから、今回電子化をするということで、今までの手作業というものの、あるいは和文タイプライターが今まで打っていたものがなかなか今後ないのだと、そういういろんなこと、それからもう一つ、一番大きいのは今後窓口のサービスの向上がこの電子化によって図られるのだというようなお話があったのですが、特に窓口のサービスがこの電子化によって向上するというのはどういう内容で市民に喜ばれるようになるものなのかどうか、これはお伺いしたいと思います。普通こういうふうに電子化をしていくことによって一番のメリットというのは、今まで手書きでやっていかなければいけなかったり、和文タイプライターを打たなければならなかったという、そういうことがキーボード一つでできるということになるのだと思うのですが、これによって今までの職員の数を削減できるというようなメリットもあるような気はするのですが、そういうことについてはいかがなのでしょう。

以上、2回目お伺いをします。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 企業振興条例につきましては、私のほうから答えられる分については答弁したほうがよろしいかなというふうに思いますので、ご答弁を申し上げます。

この企業振興条例の改正、実は私が市長になるときに、何とか頑張る中小企業を応援できないだろうかと。それともう一つ、公社の問題、この用地をどうしたらいいのだろうと、この両方を解決するものを経済部に実は市長になったときに指示をしておきました。何とか2年程度で結論を出してくれというような方向で進んでいたのですが、諸般の事情でどうしても今回計上せざるを得なかったと。本来は、市長の政策の最たるものでありますから、執行方針にうたって、3月議会でやるべきだろうというルールは重々承知してございますけれども、緊急やむを得ない状況があったということで、まず1点目に、何かすごく範囲を拡大したというふうに小黒議員おっしゃっておりますけれども、基本的には都市計画法に基づく用途地域がございます。その中の工業用地について枠の拡大を図ったと、工業用地の中には当然工業団地も入ってくる。ですから、市は工業団地、砂川市と公社で持っている土地を優先的に売りたいと、だからこの分はある程度率を高くしていると。そして、工業団地以外の工業用地はもう用途地域で指定されていますから、用地はそこだけを拡大したと。それは当然用途地域で工業用地にしていますから、そこに進出していた

だきたいと。これは、今用途地域を変えたのでなくて、前からそのようになっているということでございますから、極端に広げたという感覚は私は持っていないわけでございます。

それと、費用対効果の問題でございます。ちょっと言いづらいところもあるのですが、空知の状況を見ますと、今デフレ経済で企業が工場を増設する、もうほとんど難しい時代でございます。ただ、中に元気な企業も、この中空知に限ってみてもございます。私は、基本的には中空知は共存共栄を図っていくべきで、ほかのほうから企業を持ってくるのはいかがなものかなと、ちょっと失礼かなというふうに思いますけれども、それは企業の論理であって、例えばサンモクさんの跡に移ってきた企業もあると、用地があるから、さらに造成する場合はそこでまだふえていくのかなという感じはします。もう一点、企業名は言えないのですが、あるまちにあった企業がその工業団地に入れてくれと、そうしたら条例上市内の企業は対象にしていなかったみたいです。わかりましたと言って隣町に行くと、気づいたら大きな企業になっていて、今ロケットをどうのこうのとかという話もしていますが、企業というのは非常に難しいものだと、育てるべき元気な企業をちゃんと育てないと、うかつにほかのほうに持っていかれるとどんどんそちらのほうで工場を増設していく、元気な企業というのはやっぱりあるのです。私は、市長として地元の大きな企業がほかのほうに行くというのは看過できないと。たまたま用途地域内であると、工業地域であると、その中で何とかその企業がそこで工場を建設して、さらに恐らく将来的にはまだふえていくでしょう。その中で雇用を図ってもらう。それが行政の務めだろうと、市長としてはそういう決断をしたということでございます。ただ、費用対効果で見るとこれは長い目で見なければならぬでしょうけれども、雇用も含めて、交付税の話はしませんけれども、私は雇用なり人口対策としては非常に大きな効果があると。今なかなか元気な企業ってそう簡単にはございませぬから、その大きな企業はやはり砂川の中で頑張ってもらっていただきたいものだ。この辺人は少ないですから、雇用も大変なのだという話もありますけれども、何とか砂川から、またこの近くから雇用を図って砂川の中で定着していただける、そういうようなことをお願いをしているところであり、また地元企業にも何とか建設には参画していただきたいと、その総体的な物の考え方を私はしているわけでございます。

それと、これは答弁していいかどうか、3点目のなぜ4年なのかと。私は、既存の物の考え方をするタイプではございませぬ。ただ、一般的には政策色が非常に強く、臨時的な経費についてはある程度年限を限って更新をしていくというのが従来のやり方でございます、経常経費ではございませぬから。ただ、私はこれを当初そのまま年限を切らないでいこうというふうに思いました。ところが、考えているうちにそれはまずいと、なぜまずいか、年限を切らないと議会に出てくる場面がないと、論議する場面が、そのまま質問がなければいってしまう。毎年やればいいではないかと、それはちょっと合理的ではないと。ある程度私の任期中の中でそれを論議していただいて、それが人の目に触れる機会

あり、またマスコミに取り上げられる機会であり、ですから従来どおりずっといけばいいという発想ではなくて、それをやると、一部市長が給料落としたことがあると、それは本則で落とした。全然取り扱ってくれないと、ところが附則でうたうとその都度条例が出ると、そのたびに出てくると。だから、こういういい内容というのをそのまま続けるという考えは、私は新しい考え方ですから、既存の前がこうだったからとか、そういう発想は持ってごさいません。それと、選挙用というのはちょっと小黒さん言い過ぎだと思っておりますけれども、恐らく市民はこれで私を判断しないとします。ふだんのやっている私のことを見て市民は判断するという自信は私持っておりますので、その辺は余り無理してそういう言い方をなさらないほうが、小黒議員の品位にかかわると思っております。

細かい点については経済部長のほうから答弁させますけれども、市長としての考え方は今の中で十分わかりいただけたのでないかなというふうに思っております。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 それでは、私のほうからは最初に深川市の事例の関係でございましてけれども、その前に10億円投資されて10年ほどで固定資産税、都市計画税で回収できるかというようなお話でよいかということでございましてけれども、仮に1億5,000万ほどのそういう補助金を出した場合を考えただけでございましてけれども、今回条例改正で固定資産税、都市計画税、3年を5カ年度分相当額を補助金を出すということでございまして、年間最初に1,200万ほどの固定資産税があるわけですがけれども、納めていただいた後それを5年間、4年目と5年目は40%と20%になりますけれども、そのようなことから、一応土地、建物及び償却資産に課税される税と新たに雇用される市内従業員の方々の市民税などもございましてけれども、その回収的なものにつきましては一応20年ほどは超えるかなと、5年ほどの固定資産税、都市計画税を納めていただいても、その相当額に対する補助の期間がございまして、そのようなことで考えてございまして、ただそういう固定資産税、都市計画税のほかに市民税だとか、それから企業が大きくなって経常利益が伸びていくと法人市民税というのでもございまして、加えて今回の建設に伴う地元企業の受注の工事だとか、そういう従業員の方々がふえて砂川市に居住していただくという、そういう人口増加対策にもつながりますから、そういう方々が後々市内での消費活動に、そういう地域経済に及ぼす影響が非常に大きいということでもとらえているところでございまして、その辺費用対効果については大きいものがあるということで考えてございまして。

それから、深川市の事例でございましてけれども、実は深川市さんはことし、平成24年に企業誘致に関する条例の改正がございました。議員おっしゃるとおり、参考資料にあるとおり、用地補助については100%補助と、それから建設費につきましては砂川市は15%なのでございますけれども、深川は30%ということで、工場建設5億円で限度額の1億5,000万円に到達するような、こういうことから見ますと管内のトップかなということで

捉えておりますし、またお隣の美唄に空知工業団地というのがあるのですけれども、これも……

〔何事か呼ぶ者あり〕

深川市の誘致の関係につきましては、一応問い合わせますと誘致件数はゼロということでございますので、深川市も美唄市も現行の当市の条例から比べるとかなり優遇措置が講じられておりましたので、今回管内のトップクラスという形に並べるために条例改正をしたところでございます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、私のほうから戸籍事務の電算化についてご答弁をさせていただきますと思います。

まず、1点目の業者委託した場合の情報漏えい等の心配ということの質問でございますけれども、まずこの関係につきましては5市5町で十分この協議会の中で協議をし、そしてその協議会でこの業者を選定をしたという経緯がございます。また、この業者につきましては、全国的にシェア7割以上を持っておりまして、大変信頼性があるということもございまして、あとは契約等の関係ということにはなるうと思っておりますけれども、情報漏えいという部分でいけばリスクは十分に押さえられているというふうに考えているところであります。

次に、この効率的な部分について時間の短縮等というご質問でございますけれども、まず戸籍等を作成するためには今の手作業で行いますと現状4日から5日かかるところでありますけれども、電子化にいたしますと1日から2日ででき上がるということになりますので、これは戸籍を新たに作成される方については大変時間が短縮されると、また窓口でも普通の戸籍の業務につきましても、今紙でコピーをするよりは機械で出してくるというほうが待ち時間もそれは短くなるというようなことで、市民については効率的に簡易に時間を待たないでそういう証明がとれるということになるうかと思っております。

また、この関係につきまして、この業務的な内容が減った場合に職員減というお話もございましたけれども、これは全体の係の業務の中で判断をされるということになると思っておりますので、戸籍事務の電算化につきましては平成25年度中に完了するということではございますけれども、ただ一方戸籍事務をつかさどる職員につきましては、その内容を十分に理解をして市民にお答えをすると、この業務は残っておりますし、法改正によってこの業務という、戸籍を理解するという業務については年々増加しているという状況もありますから、全体の中でこれは判断していくということになるうかと思っております。

○議長 東 英男君 小黑弘議員の3回目の総括質疑は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午後 0時59分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の3回目の総括質疑を許します。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 3回目、最後の質疑になるのですが、まず企業振興促進条例の関係なのですが、どうも市長の話しっぷりは奥歯に物が挟まったような妙なお話なのです。時限立法の関係もそうなのですが、市長のお話の中でちょっと気になることがあります、今回は普通だったら自分の政策の大事な部分なので3月にきちっと出すべきものが緊急やむを得ない事情だと、こういうお話なのです。もう一つは、今回のこれは臨時的な経費だとおっしゃったのです、先ほど。それっておかしいのではないと思うわけですが、企業振興促進条例に対するものが臨時的な経費なんていうことがあり得るわけがなく、何で、今後ずっと続いていって、これがどんどん広報されて、私はぜひ道央工業団地を中心に企業に来てもらってというふうなために今回のこの一部改正があるのだらうと思うわけですから、そんな臨時的な経費として出るような話では絶対なくて、企業が来れば相応のルールにのっとったものはもちろん出さなければならないし、来なければ来ないで残念ながらということではあるのですが、ただ先ほど部長がおっしゃって、最後の最後であったのですが、深川市はうち以上のやり方しているけれども、誘致件数はどうなのですかと聞くと、深川市は残念ながらゼロだったと、結局うちよりここまでしてもゼロかと。

ただ、砂川市の場合はもっと営業をしっかりとやっていただければ、深川市がゼロだからといって、これだけしても企業は来ないのだということには私はならないだらうというふうにも思うのですが、ただ臨時的な経費だったりとか緊急やむを得ない事情だったりということが一体何をどうあらわしているのかなというふうに私は思いますので、その辺のところをお伺いするのですが、ただ私が想像するに、7月の23日の社会経済委員会なのなのですが、ここで株式会社ホリが新工場を総工費約10億円で建てるというような報告があるのです。それに合わせた条例改正なのかなと私は勘ぐるのですが、そこら辺のところはどうなのでしょう。僕3回目です、ここで市長のお答えもらった後もう一回質問ができれば本当はいいのですが、もう最後の質問なので、もし仮にそうだったとしたときに、そうだとすると今回は臨時的だったり、緊急やむを得ない事情というのが何となくつながってくるのですが、だったとすれば何か違う方法はなかったのかなと思うのです。

ホリさんが10億円も出して新工場を建てて、きっと雇用も生まれるでしょうし、ホリさんは本社がここにあるので、ぜひとも新しい工場も建ててもらわなければならないと僕も思うのです。思うし、それに対しての補助なり協力は当然しても構わないと僕も思うのです。だったとすれば、さっきの道路の話とか下水道の話のように、ホリさんの新工場が市内にとって非常に経済の活性化につながるのです、こういうふうに予算化しますという

何らかの方法ってないのかなと。わざわざこの振興条例を時限立法に区切って、ホリさん終わったら4年たったらやめようというふうにも思われてしまうような書き方になってしまうと私は思うのです。そのところは、本当に市長のこれだけやれば何とか企業を、自分が直接営業するのでもうちはこれだけの振興条例あるのでと言うのだとすれば、僕はこれ時限立法なんてことではなくて、きちっとずっとやるというような、時限立法というのはあくまでもここになったらもとに戻るか違う方法になりますよということになるだけのことで、何かそんなやり方ではなくて、これはこれで出す、こっちはこっちのこうだとかというようなやり方ってなかったものなのかどうかというふうに私は思うので、その辺のところを最後にお伺いしたいと思います。

それから、戸籍の電子データの関係なのですけれども、普通こうやって電子化ができて、いろいろな事務作業も効率化できてということになれば、これだけ人手がかかっていたものが多少なりともよその忙しい部署に回っていけるだとか、そういうことというのが起こり得るのだろうかというふうに思って聞いたのですが、どうなのですか。今は戸籍年金係で5人の人たちがたしか正職員としてはいると思うのですけれども、そこら辺の人というのはほかに回せるようなゆとりが出るのか、出ないのか、こういう電子化によっての話ですけれども。

それから、もう一つは、待ち時間が効率的であったりとか、市民に窓口のサービスの向上が生まれるというふうなことが電子化によって言われたのですけれども、もう一步乗り越えてもらって、せっかく電子化したのだから、今度は紙でやりとりではなくて、窓口直接でなくてもできるようになるのだと思うのです。例えば土曜、日曜日でもまちなかに証明発行機か何かを設置しても、当然電子化ですからできるようになると思うのです。そういうふうなもう一步乗り越えたサービスの向上ということができないのかなというふうにも思いますし、今現実的に戸籍の窓口というのは5時15分で終わるのです。せめて繁忙期、というのは年に何回もないのですけれども、仕事終わって窓口行ってももう閉まってしまっていてということがあるのです。もし人手が少しでもこの電子化によって楽になるのなら、窓口をもうちょっと、忙しいとき、戸籍がいつもいつもということではなくて、やっぱり転出、転入の時期ってあると思うのですけれども、そういうときは少し時間を延長して窓口業務をしてもらおうとか、せっかくこうやって電子化のお金かけてやっていくということで市民のサービスがよりよくなればもっといいことになるのではないかなというふうに思うものですから、まちなか活性化のためにもせめて証明書ぐらいは機械でまちの中でも発行できるなんていうことになれば便利で喜ばれるのではないかなというふうにも思いますので、その辺の可能性というのはこの電子化で少しでも近づくのではないかと、近づいてほしいなと思うのですが、その辺のお考えも最後にお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 企業誘致条例のほうについて私のほうからご答弁を申し上げます。



まず、2点ほどございましたけれども、臨時的経費というのは、これちょっと説明が誤解されやすいのですけれども、財政法上の支出手法が経常費と臨時費に分かれていて、企業誘致の振興条例の支出については臨時費の区分けに入ってくるから、単純にそういうものについては、議員さんは当然ある程度その辺は理解されているという前提でしゃべってしまいましたけれども、財政法上臨時的経費というのは、ハートフル住まいるもそうですけれども、そのようなものについては時限立法でやって、論議する機会ですらあったほうがいいでしょう。例えば乳幼児医療費みたいな経常費的扱いにされるものについては期限をしないで、そのままずっといきましょう。ただ、これ切ったからって、私はこれを変える気は現在ございません。私の任期何期になるかちょっとわからないですし、私今保証し言えるのは1期目の4年間だけです。ここに限りませうけれども、これは続けよう。このぐらい今しないとなかなか、デフレ経済ですから、どこか本州から一般の企業が来るというのは正直言って難しい。私がターゲットにしているのは、余り言いづらいのですけれども、空知の中でも元気な12号線に張りついている企業でこれからまだ増設してこういう企業が現実に、少ないですけれども、ございます。そのうちの何件かは砂川に現実に来ていただいたと。それを呼び込みながら雇用をふやしていくというのが私の考えでございます。年数切った、切らないというのは、単純にこの種のもの4年ごとに。ただ、これ出るのは、私の任期は27年の4月の26日までですか、この条例切れるのは28年の3月ですから、私の在籍のときにはそのまま続くという形にはしてございませうけれども、私はこれは続けるつもりで、いい制度だと。何とかこれで少しでも企業誘致というよりも、どこかに本社のある企業が12号線沿いでもっと札幌に近いところに出てきたいというときにはうちのこの制度はすごく威力を発揮するというふうに私は思っています。これがなくても来た企業もございませうけれども、これによってさらに誘発されやすいと。ただ、私も中空知は共存共栄でみんなで行きましょうと、みんなで助け合いながらといいながら、あからさまに持ってくるというのはどうも首長間でいい雰囲気はしないという感じもございませうので、ちょっと言い回しが長くなってしまったというのがございませうので、その辺はご理解をいただければというふうに思っています。

それから、もう一つ、緊急避難と申し上げたのは、正直に企業の名前を出していいのだろうかというのは私自身もちょっと考えてございませう、常任委員会の中でもそういう話しされているということでございませうから、ホリさんでございませうけれども、ことし聞きましたのはある程度美唄の工業団地に行く、工場はもう砂川ではないと、場所がないと、農地はあったのですけれども、なかなか話が進まなかったように、それはその時点で私は関知してございませう。まとまらなくて、もう行く場所がないから、美唄の工業団地に行くというふうにほぼ決まりかけていたと、その時点で私が聞きまして、売上高でことしじゅうに100億を目指したいと、また200億とふえていく、今一番伸びている企業がまさしく砂川から出ていくことは市長としてはこれを看過できないと。金額の問題というよ

りも、やっぱりホリさんなり、その企業というのは砂川のある程度のイメージを形づくっている企業でもあると。それが向こうのほうに行かれるのは耐えがたいというのがもとの発端でございまして、何とか工業地域内に残る方法はないのだろうか。できれば団地にしたかった。ところが、最近の企業の動向を見ていると、ローレルさんもソメスさんもそうですけれども、企業のイメージとしては田園の風景の中で企業のイメージをアップしていくというのが今あの種の企業のあり方のようにございまして。何とか農地もありながら、その中で工場があって、来た人がそういうのを見れるというのを求めたみたいでございまして。結果的には、うちはいろいろ条例改正しながら向こうに行くのを何とか思いとどまってもらったというのが実態でございまして、ですから美唄よりもある程度遜色のないものにはしてやってきたというのが実態でございまして。企業名なるべく出したくはなかったのですけれども、恐らくあの企業はもっと雇用を、5年以内にはさらに工場を増設する計画もあるみたいですし、それがあることによって、そこも想定した土地を今回確保してございまして、ある程度砂川の中でずっとやっていっていただけると、そこもなくなってどうしようもなくなったときには、これは我々の段階ではどうしようもない分野も出てくるかもしれませんけれども、少なくともそういう思いで今回の条例改正、いわゆる緊急的に、本当は3月で政策でこういう形でやっていくと打ち出したかったのですけれども、9月議会に出さざるを得なかったというのが理由でございまして。これでよろしいでしょうか。

以上でございまして。

〔「僕が聞いているのは、こういう条例の時限立法的なこういうやり方しかホリさんに援助をするということについては方法がなかったのかということをもまず聞いているのです」と呼ぶ者あり〕

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 現実にはこういう形での補助金でしかやる方法はございません。美唄に行けば、そのまま当時の砂川の基準よりもいい条件で美唄の工業団地に入れるように話がついてございました。出すのはうちの企業振興条例しか手法はございませんから、言われている趣旨がどういう趣旨で言われているのか、私も今ちょっと理解に苦しんでいますけれども、企業振興条例の中にはその足場がございましてから、その手法でしかできなかったというのが実情でございまして。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、戸籍の電算化の考え方についてのご答弁をさせていただきたいと思いますが、まず電子化によって職員に余裕が出ないかということでございましてけれども、これは先ほどもご答弁させていただきましたけれども、現在戸籍年金係で事務を所掌しておりますけれども、戸籍事務、住民基本台帳あるいは外国人、国民年金、こういう業務を行っておりますので、この業務全体の中でゆとりが出るかどうかというの

は今後検証させていただきたいというふうに考えております。

それから、土日のまちなかでの交付あるいは時間外の交付についても、これもその検証を踏まえて今後の検討課題にさせていただきたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 言葉足らずで、ホリさんもできることなら砂川に工場をそのまま建てたいということで、何年も農家の方といろいろそういう自然の風景の中での工場建設については努力をされていたみたいです。すぐ安易に向こうに行ったのではなくて、なかなか話がまとまらなくて、これはだめだなと。ある程度まとまった土地がないと次またやる時に違うところへ行くということにもならないということで、苦肉の策として、美唄のほうの熱心な働きかけもあったと聞いています。その中で途中までは決断をせざるを得なかったというのが実態でございます、それを聞いたときに、私は市長としてそれはやっぱり出ていかれるのはまずいと。砂川をリードしていく企業であると、まだ恐らくどんどん伸びていくでしょうと。それも確保できるようなお手伝いはある程度、企業同士の話の中ですから、行政が入るといっても限界がございますけれども、何とか側面から市民の方のお力添えもいただきながら、いろんな人の力をかりながらこの話はまとまってきたというのが経過でございますので、安易にすぐ向こうに走ったわけでは、北葉楼さんが行こうとしたわけでないというのはご理解を願いたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員（登壇） 私のほうからも議案第9号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の制定について、先ほど小黑議員より多数質問がございましたけれども、私のほうから2点ほど質問させていただきます。

これは、5市5町による電子化の効率化を図る、またサービスの向上を図るということで今回議案として出てきたわけなのですが、メリット、デメリットについてやセキュリティーに対する問題はさきのご答弁で理解いたしました、情報漏えいに関する部分でセキュリティーが万全である、全国シェア7割、そういった部分での信頼性があるということではございますけれども、今は他国からのサイバーテロですとか、そういった形で予期せぬ情報漏えいというものが万全といいながらも起きてしまう可能性はございます。その中で5市5町の情報を集めて統括して委託している滝川、それから滝川が委託する民間業者という形になるのですが、漏えいをした場合の責任の所在についてぜひ伺いたいと思っております。

そして、もう一つは、5市5町の足並みの問題なのですが、さきの滝川市議会の定例議会を傍聴させていただいたのですが、それぞれのまちと個別に滝川が契約していくということになっておりますので、今現在それぞれの市町でこういった議論を当然のようにされていることとは思うのですが、その中で例えば1町が賛成しなかった、それから1市が賛成してこなかった、そういった場合に、この先砂川市が賛同したといたしましてもこのま

ま足りなくなってきた状態、5市5町の足並みがそろわなかった状態でもこれは進んでいくものなのか、そのあたりについてご質問させていただきます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） それでは、私のほうからただいまご質問ありました1点目、情報漏えいの関係の責任の所在ということで、この関係についてご答弁をさせていただきます。

情報漏えいにつきましては、それぞれのところで、例えばメインサーバーなり、あるいはそれを砂川市がいただくための情報を経由する回線、この場合ですとか、いろいろ想定はされると思いますが、これは契約上の問題にはなると思いますけれども、まずサーバー自体が情報漏えいになる原因になるということになると、これはこれを管理する業者が第一義的には責任を負うものと考えておりますけれども、ただこれは契約上どういった形でそれが漏えいするかという部分にかかわってきますので、ですからこれはもう情報漏えいしないというのを前提にしておりますけれども、少なくともその責任というのは契約の中で明確にしていって、しかもどういうパターンでそれが情報漏えいがされたのかという部分が責任の所在ということになると思いますが、今お話ししたようにメインサーバーであれば、これは業者というのが第一義的だと思っておりますので、その後のそれ以外の形での情報漏えいが出てきた場合には、それはその都度その責任の所在が明らかになると思いますので、少なくとも悪意を持って誰かが情報漏えいをしたということではなければ、今言ったように一義的には業者の責任ということになるかと思います。

私のほうからは1点目だけお答えをさせていただきます。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 私のほうから、どこかの市町村がおりてもやるのかと、私の物の基本的な考え方は、これから地方交付税が恐らく落ちていく時代は遠からず来るだろうと。そうしたらいかに経常経費を落としながら、ある程度政策的な経費を確保していくかが私の一番関心事でございます。戸籍、ほかの電算もそうですけれども、できることならクラウドなり、そっちのほうに移行していったほうが1自治体での負担は少ないだろうと思うわけでございますけれども、いかんせんそれぞれの市町村が独自の税情報も電算を入れておいて、更新時期が合わないというのがございまして、統一はできていないわけでございますけれども、今回戸籍に関して言いますと、やっぱり多く市町村が加入することによってそれだけ1市あたり、特に砂川あたりだったら滝川に次いで戸籍の数が多いものですから、そのあたりに係る経費は多く集まれば集まるほど1市当たり、1自治体当たりの経常経費は落ちるといえるのがございます。私は、正直言って砂川市単体でやるには余りにも経費が大きいと、できることなら統一してやればいいのになと前々から思っておりましたけれども、なかなか砂川市だけではできないと、滝川は当時もう入っていたと、独自で導入していたと。今回たまたま滝川が更新の時期に来たときにほかの市町村

に声をかけて、どうですかというときに、私は滝川と一緒にできることならやりたいという意思表示をしてございます。滝川はそれぞれの市町村に確認をしたみたいでございませうけれども、私はある程度の自治体が加盟してやる分には、多少抜けたとしてもこれを今やめるといふ考えではなくて、もう残されているのは基幹的なものでは戸籍だけなのです、電算化されていないのは。もう20年も30年も前から入ってきて、戸籍だけが最後に残されたものでございまして、この機会を逃すと恐らく単体でやるにはきつ過ぎるといふふうにご覧でございますので、私はこの機会を逃さず、一緒に戸籍の電子媒体に進んでいくという思いで今回は滝川にも話してございます。ほかの市町村のほうは私直接話はしてございませうけれども、滝川のほうでいろいろと協議して、今のところは全部の自治体で進んでいくというふうには聞いているところでございませうけれども、もしどこかが落ちたとしても砂川はおりの気はございませう。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 情報漏えいに関しましては、どこから漏れる、どこでミスが起きる、なかなか想定しづらい部分で、基本的にはないものとして考えるのが自然な流れなのではございませうけれども、ただ滝川のほうでも議論されていましたが、やはりいろんな想定を考えた上での責任の所在を少し明確化しておいたほうが後々よろしいのではないかというふうなことも私も思いますので、そちらのほうはそういう方向も話をもう少し煮詰めていただければなというふうには思います。

5市5町に関する部分ですけれども、私ももうどんどん簡素化、電子化して経常経費をどんどん落とせるところは落としていって、もっと利便性を高めていって、これと危険性とは本当に表裏一体の部分があって、どちらも、セキュリティーもどんどん強化されていくであろうし、そしてこういうサービスもどんどん向上していくであろう、そういうふうには考えるわけなのですけれども、それぞれの自治体の考え方、もしくはそれぞれの議会の考え方もございませうから、そのあたりそろえばいいのですが、そこら辺の責任のあり方やセキュリティーの問題等々、それぞれがしっかりと取り組んで足並みをそろえていただければなと、そういうふうには思っておりますので、今後ともその辺の詰めるところは詰めていただきたいと思いますなと、そういうふうには思って、終わります。

以上です。

○議長 東 英男君 他に発言ございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第5号から第9号までの一括総括質疑は終わります。  
続いて、議案第1号から第4号までの一括総括質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号から第4号までの一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております9議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

休会の件について

○議長 東 英男君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

散会宣告

○議長 東 英男君 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 1時29分